

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年9月7日 06時45分ごろ
発生場所	鹿児島県薩摩川内市九州電力株式会社川内原子力発電所荷揚岸壁南側 九州電力川内原子力発電所専用港北防波堤灯台から真方位135° 270m付近 (概位 北緯31°49.9′ 東経130°10.9′)
事故の概要	漁船麗雷神丸は、漂流中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年9月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 麗雷神丸、1.6トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-40099（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	アウトドライブの脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約1m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、鹿児島県薩摩川内市川内港南方の九州電力株式会社川内原子力発電所荷揚岸壁南方沖に至り、漂流しながら揚網作業中、プロペラが荷揚岸壁の周囲に敷設された海面下の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁に携帯電話で救助を要請し、来援した巡視艇に救助された。</p> <p>本船の喫水は、船首及び船尾共に約0.8mであった。</p> <p>船長は、本事故当日の気象情報を入手していなかったが、出港時、それほど風浪は気にならなかった。</p> <p>船長は、本事故時、揚網作業に意識を向け、本船がうねりによって消波ブロックに向けて圧流されていることに気付かなかった。</p> <p>船長は、荷揚岸壁の周囲に敷設された消波ブロックが海面下にあることを知っており、網を入れる際、目視で荷揚岸壁との距離を確認したが、消波ブロックとの距離が十分になかったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、漂流しながら揚網作業中、本船近くの海面下に消波ブロックが存在する状況下、消波ブロックとの距離が十分に確保されていなかったことから、うねりによって圧流され、プロペラが海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂流しながら揚網作業中、本船近くの海面下に

	<p>消波ブロックが存在する状況下、消波ブロックとの距離が十分に確保されていなかったため、うねりによって圧流され、プロペラが海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・海中障害物が近くにある場所で作業する場合は、障害物との距離を十分に確保すること。